

報告第 3 号

令和 7 年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、令和 7 年度川崎市一般会計の事故繰越し繰越額について次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

令和7年度 川崎市一般会計

事故繰越し繰越計算書

1 地方自治法第220条第3項ただし書の規定による繰越額

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 負担行為 予定額
				支出済額	支出未済額	
6	環境費	地球温暖化 対策事業	12,960,000	-	12,960,000	-
11	区役所費	区役所施設 整備事業	86,625,000	32,490,000	54,135,000	-
合計			99,585,000	32,490,000	67,095,000	-

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
12,960,000	-	12,960,000	-	-	-	施工資材の調達に 不測の日時を要した ため。
54,135,000	14,135,000	-	40,000,000	-	-	施工中の不具合に より不測の日時を 要したため。
67,095,000	14,135,000	12,960,000	40,000,000	-	-	